

別表

「鎌倉市低炭素建築物新築等計画の認定における基本方針に掲げる緑化関係の認定方針」における区域内外チェックリスト

所在地(申請地) : 鎌倉市

		区域内	区域外	担当課	備考
市街化区域または用途地域が定められている土地の区域		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市計画課	
都市計画公園・緑地		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
生産緑地法	生産緑地地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		注1
都市緑地法	緑地保全地域	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	みどり課	指定なし
	緑化地域	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		指定なし
	緑地協定	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		協定なし
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)	歴史的風土保存区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市調整課(風致担当)	注2
首都圏近郊緑地保全体法	近郊緑地保全区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		注2
鎌倉市風致地区条例	風致地区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		注2
建築基準法	建築協定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築指導課	

※注1の生産緑地地区内においては、制限が解除された場合に限り、適合の対象となります。

※注2の区域内の場合、適合審査に当たっては、
許可が必要なもの(風致地区)については、許可証の写しを、
届出が必要なもの(歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域)については、届出の写し(副本)を、
確認してください。

※上記各区域の確認に当たっては、鎌倉市ホームページ内の「鎌倉市都市計画情報等提供サービス」等を参考にしてください。詳細及び最新の情報については各課に確認してください。